

# 2022年4月から18歳で 契約ができるようになります



本人の  
意思で

簡単に  
ミナミちゃんみたいな  
メリハリボディに  
ならないかなあ

今のままで  
十分よ

カズミ  
高校1年生・16歳

めげせ!  
ミナミちゃん!

メリハリボディの  
作り方

ミナミちゃん  
かっこいい  
私もあんな体型に  
になりたいなあ

**スラリージョン**  
毎日、食後に飲めば  
理想の体型が  
手に入ります。  
今なら初回お試し価格  
**1,000円(税込)**

お、これはー！  
……くえー

今まで通り食べても、  
メリハリボディに  
なれます。  
体重を気にする必要は  
ありません。  
あなたはただこれを  
**飲むだけ!**

注文内容を確認し、注文を確認してください。  
これが最後の手続きです。  
下記の注文内容が正しいことを確認してください。  
「注文を確認する」ボタンをクリックするまで、  
実際の注文は行われません。

商品名	6回コース
商品価格	1,000円(税込) 初回のみ
税込定価	5,100円(税込) 第2回~第6回
送料	0円
総額	26,500円

・6回コースは、6回の定期購入契約となります。  
・6回の定期購入を条件に、初回1,000円  
(税込・送料込)になります。  
・6回の定期購入を条件に、2回目から6回目  
までは、定価の4割引きとなります。  
(税込・送料込)のお支払いとなります。  
お送り先 カズミ様  
大阪府 大阪市 北区 1-2-3  
〒112-3456 発送方法  
宅郵便  
支払方法  
コンビニ振込

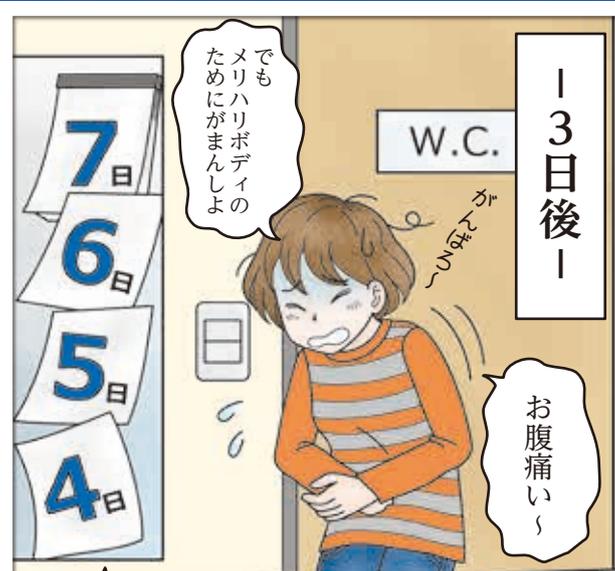
よし！  
これで

注文を確認する

名前……  
住所……

利用規約？  
めんどくさいなあ  
読まないで  
チェック！

お試しだし、  
申し込もう



解約ですか？

契約内容を読んだというところにチェックも入れておられますね  
申しわけございませんが  
取り消すことはできません  
ご了承ください

スラリーションは  
6回分を必ずご購入いただく  
定期購入です  
初回のみ1,000円で  
ご提供しております

ホームページや申込画面にも  
定期購入であること  
総額は26,500円に  
なることも書いております

どうか  
したのか？

どうしよう…

実は…お試して  
1,000円  
だと思って…

商品名	6回コース
商品価格 (税込定価 8,500円)	1,000円(税込)初回のみ
	5,100円(4割引・税込)第2回~第6回
送料	0円
総額	26,500円

・6回コースは、6回の定期購入契約となります。  
・6回の定期購入を条件に、初回1,000円(税込・送料込)になります。  
・6回の定期購入を条件に、2回目から6回目までは、定価の4割引  
きとし、1回5,100円(税込・送料込)のお支払いとなります。

発送方法  
お届け先  
大阪 カズミ 様  
〒512-3456  
大阪市~~~~区~~~~1-2-3

支払方法  
コンビニ

そんなあゝ

消費生活センター

1回だけのお試しだと  
思っていたのに  
定期購入だったんですね  
会社のホームページを  
確認してみます

なんで  
ちゃんと  
読まな  
かったんだ！

ごめん  
なさい…  
クリーニング・オフ  
できないのかな…

親権者の同意を  
確認するところが  
ないので

未成年者契約の  
取消しができるかも  
しれませんよ

スラリ株式会社

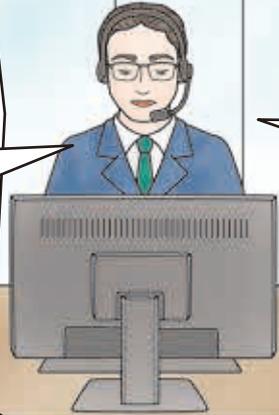
あなたはただ、  
これを  
飲むだけ！

仕方ないわね…  
消費生活センターに  
電話してみたら？

局番無しの  
いやや  
188番よ！

消費生活センター

再来年の  
2022年4月から  
あなたは誕生日がきたら  
未成年者契約の  
取消しができませんよ



今回は、スラリ株式会社の  
ホームページに  
親権者の同意を  
確認する画面がなかったため  
あなたは未成年者である  
との理由で契約の取消しが  
できそうですよ



取り消せるんですか!?

それと  
通信販売では  
クーリング  
・オフ※は  
できません

えっ!?

民法が改正されて  
2022年4月から  
成年年齢は  
18歳になるんですよ



え? 私  
再来年はまだ  
18歳で未成年です

まだ20歳じゃ  
ないし

これからは契約内容を  
しっかりと読みましょうね  
読まずに規約にチェックを  
するのはダメですよ



返品についても  
書いているはずですよ

はい

※クーリング・オフとは

- 契約の申込みや契約の締結をした後でも、一定の期間は無条件で契約をなかつたこと(解除)にできる制度で、ハガキ等で通知を送る
- 保管用にハガキの両面をコピーし、「特定記録郵便」で送る
- 通信販売や店舗販売のように、自ら進んで契約したものはできない

困ったことがあれば消費生活センターに相談  
**大阪府消費生活センター**  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3F  
TEL 06-6616-0888(消費生活相談)

消費者ホットライン……**188番**(局番なし)  
お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費生活事典  
(大阪府消費生活センターホームページ)  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>  
「インターネットはいろいろな  
トラブルともつながっている」  
<http://www.nethigai.jp/>



(スマホ対応)

未成年者の契約について (解説)

- 未成年者の契約には親権者などの同意が必要
- 親権者の同意なく行った契約は、未成年者本人や親権者等が取り消すことができる
- おこづかいの範囲内で契約した場合は取り消すことができない  
※令和元年高校生のおこづかい額5,814円/月(出典:金融広報中央委員会)
- 年齢を偽って契約すると取り消すことができない



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。